

2 がん治療連携指導料の算定の確認



※この項目は、治療病院が記載します。

手帳の裏表紙の算定欄をご確認ください。

「算定 有」の場合

関東信越厚生局へ医療連携の届出をしてある場合には、「**がん治療連携指導料（300点）**」が算定（令和2年4月現在）できます。

「がん治療連携指導料」は、

- ① 予定表に記載してある月に診察をした場合に算定できます。
- ② 予定外であっても、患者さんの容態の変化により診察を行った場合には、月1回を限度として算定可能です。

いずれの場合も、患者さんの同意を得た上で、その時の診療情報を専門病院に文書で提供することが条件です。手帳の診療経過を記載したページのコピーをFAXまたは郵便でお送り下さい。

※別紙「計画策定病院連絡先一覧」をご参照ください。

「算定 無」の場合

がん治療連携指導料は算定できません。

治療病院・患者さんとの情報共有ツールとして手帳をご活用ください。

※診療報酬の算定要件については、厚生労働省告示等をご確認ください。